# 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
# 鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金
# 令和８年度給付希望者募集要項

１　制度概要

この基金は、鳥取県内に在住する高校生または高等専修学校生（以下「高校生」という。）であって、市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の生徒、児童養護施設に措置または里親に委託された児童である高校生の大学・短大・専門学校への進学を支援することを目的として設置されたものです。

２　応募資格

応募にあたっては下記（１）～（３）のすべての要件を満たしていることを条件とする。

（１）進学者要件

当該年度３月末現在において鳥取県内に在住し、学校教育法第５０条に規定する県内の高等学校または第１２６条に規定する高等専修学校の生徒であって、学校教育法第８７条に規定する大学、同法第１０８条に規定する短大、同法第１２６条第２項に規定する専門学校への進学を予定している者とする。

（２）世帯要件

次の各号の要件のいずれかに該当する世帯に属する高校生とする。

ア　市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の高校生

イ　児童養護施設に措置または里親に委託された高校生

（３）その他

前各号に該当する者であって、学業成績が優秀で他の模範となる高校生

３　申請手続

（１）申請者

基金の給付を受けようとする高校生の保護者又は法定代理人（以下「申請者」という。）は様式第１号による給付金交付申請書（以下「申請書」という。）に必要な資料を付して学校長（以下「推薦者」という。）に提出する。

ただし、児童養護施設に措置された高校生の場合は現に入所している施設の施設長、里親に委託された高校生の場合は里親とする。

（２）推薦者

推薦者は前項の申請書の内容並びに添付書類の有無を確認するとともに、様式第３号による推薦調書に意見を付して鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長に送付する。

（３）世帯要件関係の添付資料

ア　市町村民税の所得割が非課税のひとり親家庭の世帯

・市町村長が発行する主たる生計維持者の課税証明書

イ　児童養護施設の施設長及び里親

・児童相談所長が作成した世帯状況等調書（様式第４号）

４　申請期限　　令和８年１２月２８日（月）＊当日消印有効

５　選考方法

（１）対象者数

１年間の給付対象者は１０名を基本とする。

（２）選考方法

県社協会長は、福祉、教育機関代表者等で構成する資金運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、給付候補者を決定し、申請者及び推薦者に通知する。

６　給付手続

（１）給付額

進学支援金として１人あたり１０万円を給付する。

（２）在学証明書等の提出

給付候補者は、大学に進学したときは、在学証明書並びに給付金交付請求書（様式第２号）を県社協会長に提出する。

（３）給付金の送金

県社協会長は、在学証明書を確認した後に、給付金交付請求書に記載された金融機関口座に振込送金する。

７　個人情報の取扱い

提出書類記載の個人情報は、委員会における審査及び給付金給付手続き以外には用いない。

８　審査手続・議事録の非公開

委員会の行う審査手続き及び議事録は、個人情報を取り扱うとともに意思決定の中立性を確保すること、また、第三者の利益を害するおそれがあることから公開しない。

９　提出先・問合先

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部（担当：清水、市村）

〒６８９－０２０１　鳥取市伏野１７２９－５

電話　０８５７－５９－６３４４　　ファクシミリ　０８５７－５９－６３４０

電子メール　fukushis@tottori-wel.or.jp